剪 不 動 心

平成 28年 12月 **第 4 6 号** ^発 行 **普 照 院**

今年に入ってから、墓終い(お墓を整理すること)するお家がとても増えました。当寺院の檀家さんや使用者の方だけでなく、菩提寺が分からないためなどの理由で、お電話やインターネットからの依頼もたくさん舞い込んできています。

今号では特に当寺院の墓地において墓終いを検討されているお家の参考になればと思い、 その方法・作法をできるだけ分かりやすくお伝えします。

(但し墓地使用者の中で菩提寺が当寺院ではない方は、3番は菩提寺の住職が行います。)

普照院墓地の墓終いについて

1、お寺に連絡をする

まずお寺にご連絡下さい。墓終いを担当する石屋さんへは当寺院よりご連絡します。 なお友達や知り合いなどに石屋さんがおられ、その石屋さんをご利用の場合はお申し出下 さい。但しその場合、作業中における注意事項をその石屋さんにお伝えしますので、必ず 石屋名もお伝え下さい。また**石屋さんの撤去費用は、墓石の大きさや石階段等の有無によって変わってきますが、だいたい 20~30**万円が相場のようです。

2、遺骨の行先を決める

墓所の引越等でお骨の行先が決まっている場合を除き、近年はほぼ皆さん当寺院墓地内にある永代供養塔に納骨されています。当寺院墓地で墓終いをされるお家の方は無料で納骨ができますし、結果として墓所が数メートル移動するだけなので喜んでいただいています。納骨に際し、宗教・宗派は不問です。 (右写真: 当寺院永代供養塔)



3、お墓の魂抜き法要をお勤めする

石屋さんとの墓石撤去契約が終わりましたら、私と一緒に魂抜き法要を行います。この時のお布施は、**布施1万円にお車代・お膳料**といったケースが多いです。<u>お寺へは、このお</u>布施のみとなり、その他の費用は必要ありません。

4、墓石撤去・更地にして土地返還完了

5、遺骨を永代供養 (お墓の引越の場合は、**5**番の内容は異なります)

<u>当寺院の永代供養塔(右上写真)への納骨は無料です</u>。また納骨時の立ち合いは不要です。 (もちろん立ち合いを希望される方は、一緒に納骨供養をお勤め致しましょう。) 以上ですが、他の場所に墓所をお持ちのお檀家さんはもちろん、当寺院墓地使用の皆様の ご親戚やお友達で墓終いを含めその他仏事でお困りの方は、当寺院へいつでもご遠慮なく ご相談下さい。

普照院舞子境内墓地をご使用の皆様へ(重要)

いつも当寺院墓地護持にご協力いただき、誠にありがとうございます。

- ・本年中に、墓地使用者・住所等に変更がございました方は、早急にご連絡下さい。
- ・墓碑改築や納骨等に関しても、お電話等で結構ですので事前に必ずご一報下さい。

今年あった当寺院墓園でのQ&A

質問〉お墓でお参りしていると、見知らぬ方が近寄ってきて「作法がどうの、お墓の〇〇がおかしい、私が代わりに拝んであげようか。」など話しかけてこられ困っています。もしかして、あれはお寺関係の方でしょうか。

まず当寺院の墓地には、私しかお寺関係の人間は入ることがでません。

ただし事前に許可申請があった場合は、他宗派の僧侶がお参りに来られる場合もあります。

が、しかし僧侶の世界では「他寺院の墓地内」において、 お参りの方に声をかける行為は、宗派間を超え絶対に行っ てはいけない不文律として存在しますので、そのような行 為を僧侶である限りすることはありえません。

ただ逆に声を話かけてくる人が僧侶ではない場合、そういった不文律のようなものはありませんから、そういう行為が存在することも否定はできません。ただし間違いなく言えることはそういう行為をするたぐいの人間(俗に『拝み屋』と言われます)の言うことを、まともに聞く必要はまったくありません。そして特にそういう人たちは、<u>女性が一人でお参りしている際を狙う場合が多い</u>ようなので、遭



遇してしまった場合は、とりあえずその場から一旦退避してやり過ごして下さい。

また石屋関係の人間が営業をしているケースもあります。舞子墓園内では、神戸市の条例で全域において石屋の営業行為が禁止されていますし、当寺院でも私が墓所にいる時以外の営業活動を禁止していますから、墓園内での**営業行為自体が違法**となります。

しかしそういった悪徳石材業者は『無料』や『サービス』など言葉巧みに営業してきますから、この場合は「うちのお墓の石屋は決まってますから大丈夫です。」ときっぱりとお断り下さい。

そして上記のような行為にあった場合は、舞子墓園管理事務所に大至急通報して下さい。

区画内の植栽(樹木)撤去のお願い

私が住職になってから 10 年が経ち、お陰様で無縁墓地は無くなりました。しかし毎年墓地維持費を払っているだけでお参りには来ていないと思われるお墓がまだ数区画存在します。通路に伸びた雑草は私が清掃しますが、区画内のものは刈り込み等はできません。1 年間でも雑草を放置されるとお隣近所のお墓にかなり迷惑な状態となりますので、ここしばらくお参りされていない方は是非一度現状確認のためにもお参りしていただきお掃除をしていただくか、雑草が生えないような対策(土部分を石板加工や固まる土などを施工するなど)をお願い致します。

なお本来は樹木や雑草等の越境の処理は、伸びてきている区画が清掃しなければならないことですが、なかなかスムーズに作業が進まない場合もありますので<u>越境された側の区画の方は越境してきた樹木・雑草等が例え相手側の区画内からのものであったとしても刈り込んでいただいて結構です</u>。その際に、記録として写真などを撮影しておいていただくと助かります。

健康な時分は植栽の手入れや掃除が出来ても、今後できなくなる可能性が大いにあります。次世代の跡継ぎのためにも、植栽は地上部分だけでなく、根の部分も全て撤去していただきますよう宜しくお願いします。

最近当寺院の永代供養塔に、どなたかが自発的にお花を定期的に供えていただいています。 とても心が温まる行為で、見るたびに本当に心が安らかになりうれしい限りです。

しかしそれとは反対に、自分のお家のお墓に造花をさすところがあります。これは是非ともやめていただきたいと思います。風で飛ぶとゴミになるだけで肥料にもなりませんし、 夕暮れになると造花はとても気味が悪くも見えます。

お墓に造花をさすという行為は、『私はしばらくお参りには来ませんよ。』と宣言しているようなものですので、大いに考え直して欲しい行為です。

なお、墓碑に関する工事などは普照院指定の石材業者をご利用下さい。(2社)

1、石亀工芸株式会社 ☎078-707-2957 ☎0120-14-8207

2、石元石材工業 **四**078-521-2090 **回**0120-82-1410

他の石材業者を利用した場合の**事故・通路面破損等の修理代は、墓地使用者に直接請求することになりますので**ご注意下さい。

これからも皆様のお墓参りの環境が少しでも良くなるように墓園整備に尽力して参りますので、ご意見等ございましたら是非ご遠慮なく住職にお伝えいただきますよう、なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

お墓の後継者にもお寺の連絡先をお伝えしておいて下さい!

お墓の後継者が決まっていない場合や決まっていてもその方にお寺の連絡先が伝わって いない場合、さまざまな問題が発生することがあります。

是非お元気な時に、しっかりとお伝えしておいて下さい。

【平成29年のお寺行事(3月まで)】*4月以降は次号にてご案内させていただきます。

		<u> </u>	
月	目	行事	内容
1月	1~3 日	修正会	お正月の初詣の帰りには、是非ご先祖様にも新年
			のご挨拶にお寺へお越し下さい。
2 月	15 日	涅槃会・浄焚供養	お釈迦様の遺徳をしのびつつ、涅槃会とあわせて
		(非公開行事)	お焚き上げ供養 を行います。
3月	20 日	春彼岸墓参	午前中、舞子墓園普照院墓地にて。
	23 日	春彼岸塔婆供養会	午後2時より、本堂にて。

- ★変更等がある場合は、後日ご連絡させていただきますので、ご容赦下さいませ。
- *お焚き上げ供養に関して、お家にお供養するものがございましたらご連絡下さい。 宗教・宗派不問でお受付しております。



歳末・お正月には、菩提寺のご本尊様とご先祖様へ感謝とご挨拶のために、 お寺・お墓へ家族そろってお詣り下さい。

[編集後記] 11 月のある日、街角のお地蔵様の魂抜き法要に行きました。今回取り上げた墓終いと同様に、街角のお地蔵様にもその波が押し寄せてきています。お地蔵様を撤去する理由には、親の土地を売却する、親が亡くなって守り手が居なくなった、などやはり『世代交代』が原因です。日本という国は現在、文化的に見ると明治維新以上の大きな変化の時を迎えているそうですが、次世代の日本には、宗教を含めどんな未来が待っているのでしょうか。いつまでも笑顔の絶えない国であり続けることができますよう、新年を迎えるにあたり皆様と共に祈りたいと思います。 合掌

二祖真教上人七百年御遠忌 平成31(2019)年



ホームページ http://fusyoin.com/



これからは、お寺もどんどん情報を発信します。

とくに次世代をになう、若い方々・お子様たちに教えてあげて下さい。